

令和6年度
市有地一般競争入札案内書

入札参加申込み受付期間

令和6年11月21日（木）～12月6日（金）

入札・開札日

令和6年12月23日（月）



蓮田市マスコットキャラクター はすびい

蓮田市 総務部 庶務課

問い合わせ先

蓮田市大字黒浜2799-1

蓮田市 総務部庶務課 管財担当

Tel048-768-3111（内線294）

Fax048-765-1700

蓮田市では、市が保有している土地を一般競争入札によって売却します。入札への参加を希望される方は、この「令和6年度市有地一般競争入札案内」を熟読の上、内容を承知した上で参加してください。

一般競争入札による売払いとは、複数の入札参加者が価格を競り合い、市が定めた最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

なお、入札物件の物件調書をご覧のうえ、必ず事前に現地をご確認いただき、近隣状況、諸規制の状況等にもご留意ください。

目次

○一般競争入札による売払いの流れ	2
○入札参加申込等の手続について	
1 入札物件	4
2 入札に参加することができる方	4
3 参加申込用紙の配布及び参加申込受付	5
4 入札参加申込みの方法等	5
5 売払地の利用条件	6
6 入札保証金について	6
7 入札	6
8 落札者の決定	8
9 売買契約の締結・契約保証金	8
10 売買代金の支払い（納付）	9
11 土地の引渡し及び所有権移転登記	9
12 その他注意事項	9
13 個人情報について	9
○様式	
・市有地一般競争入札参加申込書（様式第1号）	10
・誓約書（様式第2号）	12
・入札保証金還付請求書（様式第3号）	13
・入札書（様式第4号）	14
・委任状（様式第5号）	15
・土地購入者決定通知書（様式第6号）	16
・市有地一般競争入札参加申込変更・取下げ申出書（様式第7号）	17
・市有地一般競争入札辞退届（様式第8号）	18
・別紙入札書記入例及び封筒作成方法	19
○土地売買契約書	20
○物件調書	25
○案内図・写真	26

○ 一般競争入札による売払いの流れ

この流れは、入札手続の概略を説明したものです。入札に当たっては、必ず4ページ以降の「入札参加申込等の手続について」、「土地売買契約書」、「物件調書」等を熟読してください。

案内の配布



令和6年11月14日（木）から
令和6年12月6日（金）まで
蓮田市 総務部 庶務課で入札参加申込用紙の配布
※関係書類は、庶務課窓口（蓮田市役所2階）で
配布するほか、市ホームページからもダウンロード
できます。必ず熟読してください。

参加申込み



令和6年11月21日（木）から
令和6年12月6日（金）まで
蓮田市庶務課で受付（持参に限ります。）

入札保証金の納付



入札前（令和6年12月16日（月））までに入札
金額の100分の5以上を納付。
蓮田市庶務課で納付書を発行します。

入札



令和6年12月23日（月）
受付 午前10時～10時30分
入札 午前10時30分
蓮田市役所3階 302会議室

売買契約締結



土地購入者決定通知書が到達した日から7日以内に市と落札者間で売買契約を締結
売買契約締結までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額（入札保証金を充当）を納付

売買代金の支払い



売買契約締結後30日以内に、売買代金と契約保証金の差額を納付

土地の引渡し・
所有権移転登記

売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。
所有権移転登記の手続は、売買代金が完納されたことを確認した後、蓮田市が行います。
登録免許税は落札者の負担です。

○ 入札参加申込等の手続について

1 入札物件

所在地	地目	面積	最低売却価格
関山三丁目3454番8	雑種地	95.63㎡	9,658,630円

※詳細については、物件調書（25ページ）をご参照ください。

2 入札に参加することができる方

次のいずれにも該当しない方であれば、この入札に参加することができます。

- (1) 当該財産に関する事務に従事する職員
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 蓮田市暴力団排除条例（平成24年蓮田市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (5) 法人その他の団体であって、暴力団員がその役員となっているもの
- (6) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- (7) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない方又は破産者で復権を得ない方
- (8) 次のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない方。その方を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する方についても、また同様とする。
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が本市と契約を締結することを妨げた方又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 本市が実施した地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった方
 - カ 本市との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った方
 - キ 上記アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない

方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方

(9) 法令違反等により市長が適当でないと認めた方

3 参加申込用紙の配布及び参加申込受付

(1) 入札参加申込用紙の配布

配布期間及び時間

令和6年11月14日(木)～令和6年12月6日(金)(土日祝日を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

配布場所：蓮田市役所庶務課(本庁舎2階)

(2) 入札参加申込みの受付

受付期間及び時間

令和6年11月21日(木)～令和6年12月6日(金)(土日祝日を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

受付場所：蓮田市役所庶務課(本庁舎2階)

4 入札参加申込みの方法等

(1) 申込方法

「市有地一般競争入札参加申込書」(様式第1号)(2部提出)に必要な事項を漏れなく記入し、次の書類とともに持参してください。

申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。

ア 個人の場合…住民票、印鑑登録証明書 各1通(発行日から1か月以内のもの、共有で申請する場合は全員の分)

誓約書(様式第2号)、入札保証金還付請求書(様式第3号)

イ 法人の場合…法人登記事項証明書、印鑑登録証明書 各1通(発行日から1か月以内のもの、共有で申請する場合は全法人の分)

誓約書(様式第2号)、入札保証金還付請求書(様式第3号)

※提出書類は、申込み手続終了後、返還いたしませんので、ご了承ください。

※ご持参いただいた「市有地一般競争入札参加申込書」は、記載内容を確認後、その1部に市の受付印を押印してお返しいたします。入札当日、市の受付印のある「市有地一般競争入札参加申込書」を必ずご持参ください。

(2) 申込みに当たっての留意事項

申込みの変更・取下げは、入札参加申込受付期間内に限って行うことができます。ただし、入札保証金の納付後は、変更・取下げできません。

申込みの変更・取下げの場合は理由を記入した書面を提出してください。(様式第7号)

代理人申請の場合は、委任状(様式第5号)を使用してください。

(3) 物件の確認について

必ず現地を確認してください。物件は、現況のまま引き渡します。

雑草の草刈、切株の除去、電柱、ブロック塀、フェンス、擁壁等、地上・地下工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外いかんを問わず市では行いません。

5 売払地の利用条件

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供してはならない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者の事務所の用に供してはならないこと。

6 入札保証金について

- (1) 入札に参加される方は、入札保証金として、入札金額の100分の5（1円未満切上げ）以上の金額を市が発行する「納入通知書」により事前に納付し、領収書及びその写しを当日持参してください。
- (2) 入札保証金を納付する納入通知書は、申込み受付以降庶務課で発行します。12月16日までに納入してください。
- (3) 入札保証金の納付後は、その取り消し又は変更はできません。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、入札保証金還付請求書（様式第3号）によりご指定の銀行口座への振込により返還します。（口座振込のため入札後2週間程度かかります。）
- (5) 返還する入札保証金には、利子は付しません。
- (6) 落札者の入札保証金は、売買契約締結時に契約保証金に充当するものとする。
- (7) 落札者が、指定期日までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は還付されません。

7 入札

(1) 入札日、入札受付・開始時間及び入札会場

- ア 入札日 : 令和6年12月23日（月）
イ 入札受付時間 : 午前10時00分から
ウ 入札開始時間 : 午前10時30分
エ 入札会場 : 蓮田市役所 3階 302会議室

※入札開始時間までに受付を済ませていただかないと、入札に参加することができませんので早めにご来場ください。

※入札は1回です。再度入札は行いません。

※入札は1者の場合でも行います。

(2) 入札方法

ア 入札参加者は、入札書（様式第4号）に住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載のうえ押印し、封筒に封入し封印してください。（封筒は、「入札用封筒作成方法」（19ページ）を参考にしてください。）

(3) 入札日に持参するもの

ア 入札書（様式第4号）及び入札用封筒

イ 市有地一般競争入札参加申込書（様式第1号）
（市の受付印が押印してあるもの）

ウ 入札保証金の納付済みの領収書及びその写し

エ 委任状（様式第5号）（代理人が参加する場合。入札参加申込時に提出している場合は不要）

オ 本人を確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

(4) 入札に当たっての注意事項

ア 入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札用封筒に入れ、入札箱に投入してください。

イ 入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の入札金額をアラビア数字（0，1，2，3，・・・）で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

※入札書は、「入札書記入例」（19ページ）を参考にご記入ください。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者が行った入札又は委任状を提出せずに代理人が行った入札

イ 指定した時間までに提出しなかった入札

ウ 市が配布した入札書によらない入札

エ 入札保証金を納付していない者の入札

オ 入札金額の100分の5未満の入札保証金を納付した者の入札

カ 入札金額が最低売却価格未満の額の入札

キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

ク 一般競争入札参加申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札

- ケ 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- コ 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札を行った場合、その全部の入札
- サ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行った場合、その全部の入札
- シ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分の識別が難しい入札
- ス 入札金額を訂正した入札
- セ 入札に関し、不正の行為をした者が行った入札
- ソ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- タ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札の変更等

- ア 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- イ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

8 落札者の決定

- (1) 入札締切後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者をもって落札者とします。
 - イ 上記アに該当する者が2人以上あるときは、入札後直ちに行うくじ引きにより決定します。(入札者はくじ引きを辞退することはできません。)

9 売買契約の締結・契約保証金

- (1) 落札者には、土地購入者決定通知書(様式第6号)で通知します。
- (2) 落札者は、土地購入者決定通知書が到達した日から7日以内に売買契約書により締結します。
- (3) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。共有名義で申込みした場合は、必ず共有者全員の名義で締結してください。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (5) 契約までに契約保証金として落札金額の100分の10(1円未満切上げ)以上の金額を、現金又は銀行振出の小切手で納付しなければなりません。入札保証金を充当するものとする。
- (6) 契約保証金は、売買代金に充当します。

1 0 売買代金の支払い（納付）

- (1) 売買契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を市が発行する「納入通知書」により、市が指定する金融機関に30日以内に納付してください。
- (2) 納入通知書に記載された納入期限までに、売買代金の納付がない場合は、契約解除となり、契約保証金は市に帰属し、返還はいたしません。

1 1 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 売買代金の納入があったときに所有権が移転するものとし、現況有姿で土地を引渡します。
- (2) 所有権移転の登記は、市が嘱託により行います。
- (3) 所有権移転の登記に要する登録免許税その他の費用は、買受者の負担となります。

※ 所有権移転登記に当って必要なもの

- ①住所証明書（住民票） 1部
（法人の場合は、法人登記事項証明書 1部）
- ②登録免許税（固定資産税評価額の1,000分の15）

1 2 その他注意事項

- (1) 土地の引渡しは、現況有姿のままで行いますので、必ず事前に現地確認してください。（現地の物件には、看板が設置されています。）
- (2) 落札物件の活用には、法令等を必ず遵守してください。
- (3) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (4) 落札者が、売買契約に定める事項を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

1 3 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札・契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

なお、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

様式第1号

市有地一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

蓮田市長 山口京子 様

下記の物件についての一般競争入札に参加したいので、令和6年度市有地一般競争入札案内書の内容を承知の上、必要書類を添えて参加申込みします。

記

1 入札物件

所在地	現況地目	面積 (㎡)
関山三丁目3454番8	雑種地	95.63㎡

2 申込者 (代表者)

住所 (所在地)	〒 —	
(フリガナ) 氏名 (名称及び代表者氏名)	Ⓜ (印鑑は、登録印鑑を押印)	連絡先電話番号 (自宅・携帯)

3 購入後の土地の使用目的

事業実施予定時期	令和 年 月

添付書類は、裏面のとおり。
 申込書等に虚偽の記載をされた場合は、申込無効とします。
 申込書は、2部提出してください。(1部はコピーでも可)

受付印

添付書類一覧

申込みに必要な書類

区分	必 要 書 類	確 認 欄	
		申込者	市
個人	(1)住民票		
	(2)印鑑登録証明書		
	(3)誓約書（様式第2号）		
	(4)入札保証金還付請求書（様式第3号）		
法人	(1)法人登記事項証明書		
	(2)印鑑登録証明書		
	(3)誓約書（様式第2号）		
	(4)入札保証金還付請求書（様式第3号）		

※共有で申請する場合は全員又は全法人の分

様式第2号

誓約書

私は、蓮田市が実施する市有地一般競争入札における入札参加申込みをするにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の事項に該当いたしません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員
- (3) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (4) (2)(3)に該当する者から委託を受けた者

2 申込みに際し、市有地一般競争入札案内書、物件調書、現地、土地売買契約書、売払物件の法令上の規制等すべて承知の上、申込みいたします。

また、この誓約書に誓約した内容に虚偽等があった場合など、自己の責めに帰す事由により、入札参加資格の取り消し、落札の無効、契約の解除等により私に生じた損害を蓮田市に対し、一切請求いたしません。

3 売払決定後、指定された期日までに売買契約書を締結いたします。

4 暴力団等を排除することを目的として、私の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者、役員等の氏名)、ふりがな、住所等について、警察当局に情報提供されることについて同意します。

令和 年 月 日

蓮田市長 山口 京子 様

住所(所在地)

氏名

(又は法人名・代表者名)

㊞

【共有名義の場合】

共有者の住所

共有者の氏名

(又は法人名・代表者名)

㊞

共有者の住所

共有者の氏名

(又は法人名・代表者名)

㊞

様式第3号

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

蓮田市長 山口京子 様

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

次の金額を「令和6年12月23日の市有地一般競争入札の入札保証金」として納付しましたが、落札とならなかったときその他返還事由が生じた場合は、下記口座に振り込んでください。

金 円

記

振込先

金融機関名	銀行・農協 信用金庫	支店
預金の種類	普通 当座	その他
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	

(注) 印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。

様式第4号

入 札 書

令和6年12月23日

蓮田市長 山口京子 様

入札者 住 所 _____

(委任者)

氏 名 _____ (印)

(法人及び代表者名)

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

1 物 件

所 在 地	現況地目	面積 (㎡)
関山三丁目3454番8	雑種地	95.63

2 入札金額

金額	¥	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり、令和6年度市有地一般競争入札案内書の内容を承知の上、入札します。

- (注) (1) 黒又は青の万年筆又はボールペンにより記入してください。
(2) 入札者は印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。
(3) 代理人により入札をするときは、委任者の住所、氏名を入札者欄に記入(押印は不要)の上、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
(4) 金額はアラビア数字1, 2, 3, 4・・・とすること。
(5) 訂正しないこと。
(6) 初めの数字の頭に¥を入れること。

様式第5号

委任状

令和 年 月 日

蓮田市長 山口京子 様

委任者（申込者）

住所（所在地）

氏名（名称）

受任者（代理人）

住所（所在地）

氏名（名称）

私は、上記の者を代理人に選任し、次の物件について市有地一般競争入札（令和6年12月23日執行）に関する一切の権限を委任したので届けます。

入札物件

所在地	現況地目	面積（㎡）
関山三丁目3454番8	雑種地	95.63

- （注）
- 1 委任状は入札当日に必要です。
 - 2 委任者は印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。
 - 3 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

代理人使用印

様式第6号

土地購入者決定通知書

令和 年 月 日

落札者

住所

(所在地) _____

氏名

(法人及び代表者名) _____

蓮田市長 山口京子 

令和6年12月23日執行の市有地一般競争入札の結果、下記金額が最高額であったので落札者（土地購入者）と決定します。

なお、令和 年 月 日までに契約手続きを行うようにしてください。期日までに手続きを行わない場合は、入札保証金は市へ帰属し、落札者の権利を失うこととなります。

記

1 入札物件

所在地	面積 (㎡)

2 落札金額

金額	¥	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

様式第7号

市有地一般競争入札参加申込変更・取下げ申出書

令和 年 月 日

蓮田市長 山口京子 様

下記の物件についての市有地一般競争入札に参加申込みをしましたが、下記の理由により 変更 ・ 取下げ します。

申込者（代表者）

住所（所在地）_____

氏名（名称）_____ 印

記

1 入札物件

所在地	現況地目	面積 (㎡)

2 変更事項（変更の場合のみ記入）

変更項目	変更前	変更後

3 変更・取下げ理由

入札保証金の納付後は、変更・取下げできません。

様式第8号

市有地一般競争入札辞退届

令和 年 月 日

蓮田市長 山口京子 様

下記の物件についての一般競争入札に参加申込みをしましたが、下記の理由により辞退します。

申込者

住所（所在地）_____

氏名（名称）_____ 印

1 入札物件

所在地	現況地目	面積 (㎡)

2 辞退理由

別紙

(入札書記入例)

A4サイズ

入 札 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

蓮田市長 山口京子 様

入札者 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
 (委任者) 氏名 □□□□□ □→①
(法人及び代表者名)

代理人 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
 氏名 □□□□□ □→②

1 物件

所在地	現況地目	面積(m ²)
関山三丁目3454番8	雑種地	95.63 m ²

2 入札金額

金 額	千 万	百 百	拾 万	万	千	百	拾	円
¥	1	2	0	0	0	0	0	0

上記のとおり、令和6年度市有地一般競争入札案内書の内容を承知の上、入札します。

(注)① 黒又は青の万年筆又はボールペンにより記入してください。
 ② 入札者は印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。
 ③ 代理人により入札をするときは、委任者の住所、氏名を入札者欄に記入(押印は不要)の上、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
 ④ 金額はアラビア数字1,2,3,4…とすること。
 ⑤ 訂正しないこと。
 ⑥ 初めの数字の頭に¥を入れること。

(委任状記入例)

A4サイズ

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日
(提出日)

蓮田市長 山口京子 様

委任者(申込者)
 住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
 氏名(名称) □□□□□ □→①

受任者(代理人)
 住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
 氏名(名称) □□□□□ □→②

私は、上記の者を代理人に選任し、次の物件について市有地一般競争入札(令和6年12月23日執行)に関する一切の権限を委任したので届けます。

入札物件

所在地	現況地目	面積(m ²)
関山三丁目3454番8	雑種地	95.63 m ²

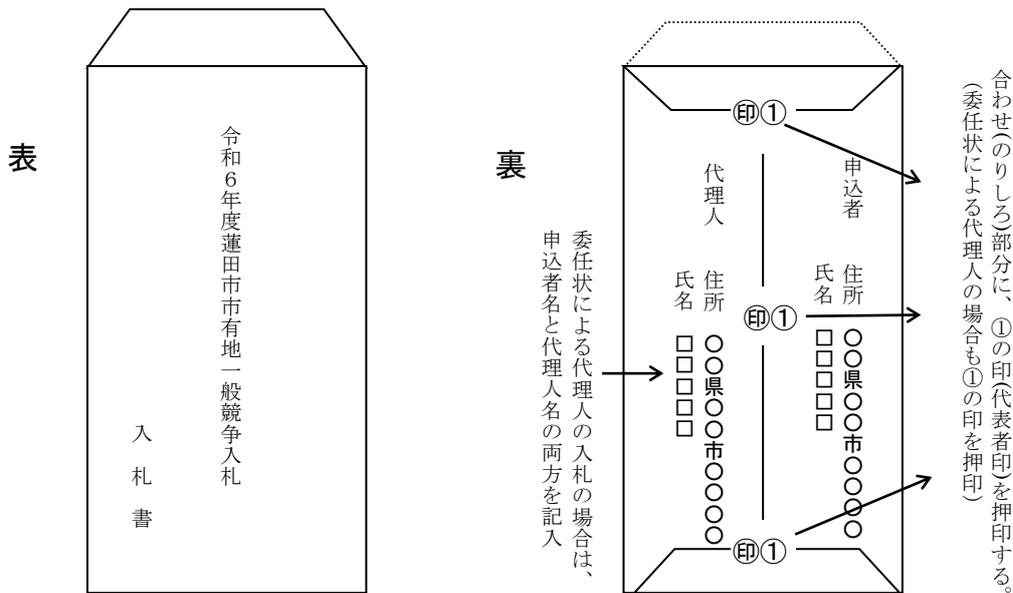
(注) 1 委任状は入札当日に必要です。
 2 委任者は印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。
 3 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

代理人使用印 □→②

数字は算用数字とし、頭冠は¥止めする。

(記入例の印鑑) ①→印鑑証明書と同じ印影のもの ②→代理人が使用するもの(代理人使用印と同じ印影のもの)

(入札書の入札用封筒作成方法)



①→代表者の印鑑証明書と同じ印影のもの

土地売買契約書

売出人 蓮田市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣 旨）

第1条 甲は、後記目録に記載の土地（以下「この土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

2 この土地の売買契約は、法務局備付けの地積測量図に記載されている面積に基づき締結するものとする。

3 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾のうえ、この土地を買受けるものとする。

（1）この土地に地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置が必要となった場合には、乙がかかる措置についての責任と費用を負うものであること。

（2）この土地に土壤汚染があることが判明した場合、乙がその除去等の対策について責任と費用を負うものであること。

（3）この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものであること。

（4）この土地の実測面積が法務局備付けの地積測量図に記載された面積と異なる場合であっても、その差異に応じた売買代金の変更は行わないものであること。

（5）この契約について第三者から異議の申立てなどがあつたときは、乙の責任において処理するものであること。

（売買代金）

第2条 この土地の売買代金は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、前条の売買代金を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（違約金の徴収）

第4条 乙は、前条に定める期限までに売買代金を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(所有権の移転等)

第5条 この土地の所有権は、乙が第2条の売買代金（売買代金の納付が遅延した場合においては、違約金を含む。）の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、この土地の所有権が乙に移転したときに、乙に現状有姿のままこの土地を引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条の規定により、この土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権移転登記を囑託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、この契約締結後において、この土地の性状が契約の内容に適合しないものがあるときでも、乙は甲に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 第1条第3項（4）及び前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、第5条第2項に規定する引渡しの日から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

(契約の解除等)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、その義務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 第1項及び第2項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)

- 第9条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記にかかる承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

- 第10条 甲は、第8条の規定によりこの契約を解除したときは、第3条の規定に基づき乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、第8条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、第8条の規定によりこの契約を解除したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

- 第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

- 第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

(事業者調査への協力)

第15条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

住 所 蓮田市大字黒浜2799番地1
甲 蓮 田 市
氏 名 蓮田市長 山 口 京 子

住 所
乙
氏 名

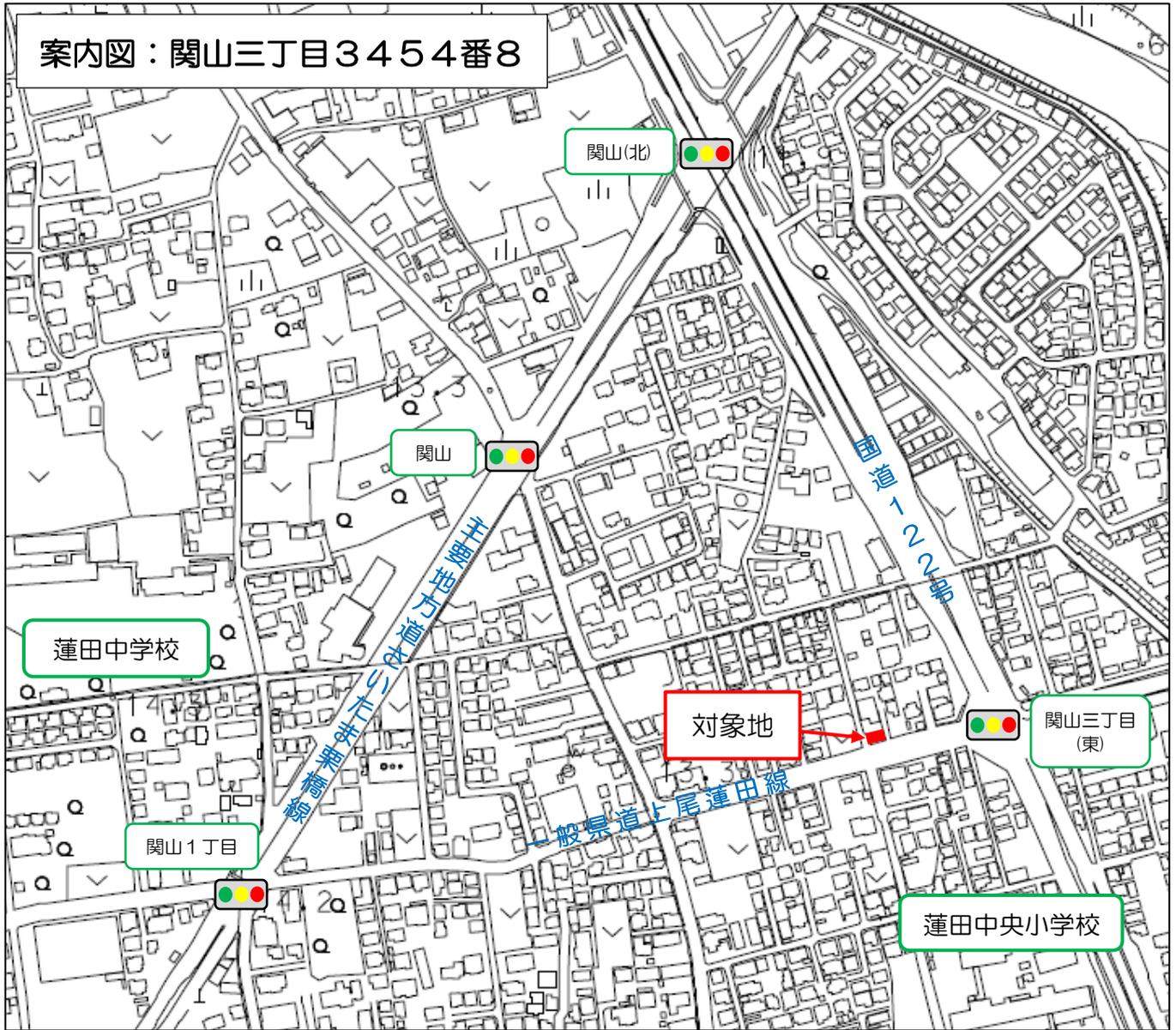
ⓐ

土地の表示

土地の所在	蓮田市関山三丁目3454番8		
地目	公簿 現況	簿 況	雑種地 宅地
面積	公簿面積	95	m ²
	売渡面積	95.63	m ²
土地の価格	○, ○○○, ○○○円 (1平方メートル当たり○○, ○○○円)		

物 件 調 書

	最低売却価格	9,658,630円		
所在地	蓮田市関山三丁目3454番8			
登記地目	雑種地	現況地目	更地	
登記地積	95㎡	実測面積	95㎡ (95.63㎡)	
接続道路の幅員及び構造	南側は幅員14.0mの一般県道上尾蓮田線に接する。 西側は幅員約4.2mの市道に接する。			
法令等に 基づく制限	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の制限			
供給処理施設	種類	引込状況	事業所名	
	上水道	無	蓮田市水道課(048-768-1111)	
	下水道	無	蓮田市下水道課(048-768-1111)	
	電気	無	各事業者と協議および所定の手続きをお願いいたします。	
	都市ガス	無		
交通機関	JR宇都宮線「蓮田駅」から約1.2km			
公共施設等	蓮田市役所	約1.3km		
	蓮田市蓮田駅西口行政センター	約1.1km		
	蓮田中央小学校	約200m		
	蓮田中学校	約650m		
その他注意事項				



南側道路（一般県道上尾蓮田線）から撮影

